



ワンタイムやまの保険



＼ 保険料 **142円** から！ ／



クレジット
カード決済なら
**登山開始
直前**でも加入
できる！



**登山ガイドやリーダーが
とりまとめて加入できます！**

※一度の申込で8人までの加入が可能です。
9人以上の場合には、5人・4人とわけて
お申し込みください。



**責任開始日前日までの
キャンセル（申込取消）が可能！**

※但し、当日申込及び申込日の翌日から責任が開始になる
保険契約はキャンセルできません。



コンビニ支払 OK！

※コンビニ払いはお申込日の
翌日が支払期限となります。



**クレジットカード決済
なら日帰り登山の
当日申込 OK！**

※コンビニ払いの場合は
最短で申込日から3日後になります。



**山岳登攀、
アイゼン・ピッケル、
ロープ等の
使用登山 OK！**



**クレジットカード払なら
スマホで完結！**



まごころ少額短期保険株式会社

MAGOCORO SMALL AMOUNT & SHORT TERM INSURANCE COMPANY

プランは2つ シンプルなので自分に必要な補償を選びやすい！

保険金種類	 ケガ重点セット	 レスキュー重点保険
山岳遭難・捜索救助費用保険金	最大 300 万円 (免責3万円)	最大 300 万円 (免責3万円)
被保険者親族駆け付け費用保険金	最大 50 万円 (免責5千円)	最大 50 万円 (免責5千円)
捜索輸送移送等費用保険金	最大 300 万円 (免責3万円)	最大 300 万円 (免責3万円)
傷害死亡保険金	30 万円	30 万円
傷害入院保険金	日額 2000 円 (30日限度)	—
傷害通院保険金	日額 500 円 (100日限度)	—
傷害手術保険金(傷害入院保険金の支払が伴う手術)	一律 5 万円	—
身の回り品損害費用保険金	最大 10 万円	—
期日払(1日~29日)	295~507 円	142~246 円
月払	520 円	250 円
年払	6240 円	3000 円

※コンビニ払の場合、この保険料以外にコンビニ払への払込手数料がかかります。

ケガ重点セットの特徴



- ①遭難等をした際は警察への届出が必須です。警察に届け出後の遭難捜索・救助費用を支払います。
- ②遭難された方の10人に1人は亡くなられています。被保険者が遭難した際は、家族も不安な時間を過ごします。その家族が駆け付ける費用の一部を補償します。(※なお、この補償は被保険者の遭難捜索に関して支払われるものなので、被保険者が遭難せずにケガ等の救助になった場合、親族が駆け付けても支払われません。)
- ③被保険者が大ケガ、または死亡した場合は、家族が被保険者を家に連れて帰る費用の一部を補償します。(※なお、この補償は被保険者の遭難捜索に関して支払われるものなので、被保険者が遭難せずにケガ等の救助になった場合、親族が駆け付けても支払われません。)
- ④不慮の事故(事故が発生してから180日以内)によるケガによる入院、ケガによる通院、ケガによる入院をともなう手術をした場合に保険金を支払います。登山でのケガは少なくありません。登山時の不慮の事故によるケガ(高山病、凍傷、低体温証、熱中症、毒虫等に刺される等)による入院、通院、手術に保険金を支払います。
- ⑤ケガをともなう不慮の事故による携行品の修理費の一部を補償します。
- ⑥遭難された方の10人に1人は亡くなられています。不慮の事故(事故が発生してから180日以内)によるケガによる死亡をした場合に保険金を支払います。

レスキュー重点保険の特徴



- ①遭難等をした際は警察への届出が必須です。警察に届け出後の遭難捜索・救助費用を支払います。
- ②遭難された方の10人に1人は亡くなられます。被保険者が遭難した際は、家族も不安な時間を過ごします。その家族が駆け付ける費用の一部を補償します。(※なお、この補償は被保険者の遭難捜索に関して支払われるものなので、被保険者が遭難せずにケガ等の救助になった場合、親族が駆け付けても支払われません。)
- ③被保険者が大ケガ、または死亡した場合は、家族が被保険者を家に連れて帰る費用の一部を補償します。(※なお、この補償は被保険者の遭難捜索に関して支払われるものなので、被保険者が遭難せずにケガ等の救助になった場合、親族が駆け付けても支払われません。)
- ④遭難された方の10人に1人は亡くなられています。不慮の事故(事故が発生してから180日以内)によるケガによる死亡をした場合に保険金を支払います。

！ 個人申込、グループ申込、払込方法、決済方法（クレジット決済、コンビニ決済）によって申込が異なります。ご確認ください。

	ケガ重点セット			レスキュー重点保険		
払込方法	年払	月払	期日払	年払	月払	期日払
クレジット決済	◎	◎	☆	◎	◎	☆
コンビニ決済	◎	×	☆	◎	×	☆

◎個人申込ができる ☆個人・グループ申込ができる ×取扱がない

！ クレジット決済の取扱い

- ① 1日～29日までの保険期間で指定できる期日払、1年の保険期間である月払と年払から選ぶことができます。
- ② 払込回数は、期日払は1回、月払は12回、年払は年1回になります。
- ③ 年払契約を解約した場合、未経過月数の保険料を返金します。
- ④ 当日申込だけでなく170日前までの責任開始日のお申込が可能です。
- ⑤ ご契約者様専用サイトから申込の取消および保険契約の解約ができます。

！ コンビニ決済の取扱い

- ① 申込日から3日後以降の1日～29日までの保険期間で指定できる期日払、申込日から3日後以降の1年の保険期間である年払から選ぶことができます。
- ② 払込回数は、期日払は1回、年払は年1回になります。
- ③ 申込日から3日後以降から170日前までの責任開始日でなければお申込できません。
- ④ お申込の翌日までに保険料をコンビニ経由で支払わなければ保険契約は無効になります。
- ⑤ 保険料に応じてコンビニエンスストアに事務費を支払います。事務費の金額としては、2000円未満迄は事務手数料が143円、保険料が2000円～3000円未満迄であれば187円、保険料が3000円～10000円未満迄であれば220円になります。
- ⑥ ご契約者様専用サイトから申込の取消および保険契約の解約ができます。保険申込の取消をされた場合は、ご返金させていただきますので、必ず代表者の方の指定金融機関口座をご記載ください。

！ 個人申込の取扱い

- ① 申込は保険契約者及び被保険者が同一に限られます。

！ グループ申込の取扱い

- ① グループでのお申込の場合は代表者が他の申込人を代表して入力してもらいますが、補償としては各々が保険に申込をした取扱いになります。
- ② グループの1回に申込める人数は8人です。9人以上の場合には5人・4人など分けてお申込ください。なお、グループ申込は1グループ2人以上でないとお申込できません。（例：9人以上の場合、1人・8人でのお申し込みは不可。）
- ③ 払込回数は、期日払は1回に限られます。
- ④ グループ申込の決済方法は、クレジット決済とコンビニ決済の2種類です。
- ⑤ クレジット決済及びコンビニ決済については、それぞれの取扱いに準じます。
- ⑥ グループ申込で保険契約がお引受出来なかった場合は、ご返金させていただきますので、必ず代表者の方の指定金融機関口座をご記載ください。

補償の詳細

補償の詳細については次のとおりです。

名称	保険金額	支払事由
山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金	山岳遭難・ 捜索救助費用 保険金 最大 300 万円 ※免責額 3 万円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内での山岳において遭難したと警察に認定され、実施された山岳遭難・捜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認められた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。 1. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の人件費や日当等 2. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の装備費、保険料、交通費、食糧費等 3. 被保険者の捜索に従事したヘリコプター等の運航に係る費用等
被保険者 親族駆け付け 費用保険金	被保険者親族 駆け付け費用 保険金 最大 50 万円 ※免責額 5 千円	被保険者が、責任開始日以後に、上記の山岳遭難・捜索救助費用保険金の保険金が支払われる遭難に伴い、次のいずれかに該当する損害が発生した場合、被保険者の親族が負担することが相当と認められた損害の額を支払います。 1. 被保険者親族の現地までの公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した 1 往復分の運賃をいい、被保険者親族 2 名分を限度とします。なお、被保険者の死亡または行方不明の場合にて駆け付ける際も同様とします。 2. 現地（注）及び現地までの行程における合理的かつ妥当な被保険者親族のホテルおよび旅館等の宿泊料をいい、被保険者親族 2 名分を限度、被保険者が発見された日を含む 3 日（具体的には 2 泊 3 日とします。以下、同様。）を限度、かつ被保険者親族 1 名につき 14 日（具体的には 13 泊 14 日とします。以下、同様。）を限度とします。また、被保険者親族 1 名の宿泊料は 1 日当たり最大 1 万円を限度とします。 （注）現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。 3. 被保険者が既に死亡している場合または被保険者親族が駆け付けている最中に死亡が確認された場合は、被保険者の死亡が確認された日を含む 3 日を限度とします。 4. 行方不明で不明のまま捜索が打ち切られた場合は、14 日が限度です。打ち切り後遺体発見等で死亡が確認された場合は、確認日を含む 3 日が追加されます。行方不明で 14 日が過ぎても捜索が継続され、発見、死亡が確認された場合も 3 日が追加されます。 5. 被保険者親族が、現地（注）において負担した公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した運賃、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等として、免責額に影響なく全てを合わせて 1 万円を支払います。ただし、被保険者の親族が 2 名駆け付けたとしても 1 万円の支払とし、また現地が被保険者の親族の生活圏（国土交通省の基準である地方生活圏 30 km 以下）としている地域の場合は保険金の支払対象にはなりません。 （注）現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。 6. 外国人が被保険者の場合は、親族駆け付け費用が付保されている場合は、日本国内における上記 1 から上記 5 いずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。
捜索輸送 移送等費用 保険金	捜索輸送移送 等費用 保険金 最大 300 万円 ※免責額 3 万円	被保険者が、責任開始日以後に、上記の山岳遭難・捜索救助費用保険金の保険金が支払われる遭難に伴い、次のいずれかに該当する損害が発生した場合、被保険者の親族が負担することが相当と認められた損害の額を支払います。 1. 死亡した被保険者を現地（注）から保険証券に記載された被保険者の日本国内の住所に輸送するために実際に要した遺体輸送費用。なお、外国人が被保険者の場合は、国外に輸送するまでの日本国内にて発生する遺体輸送費用を限度とします。 2. 治療を継続中の被保険者を保険証券に記載された被保険者の日本国内の住所、日本国内の病院または日本国内の診療所への実際に負担した移送費用（治療のため医師または職業看護婦が付き添う費用も含まれます。）。ただし、被保険者が負担することを予定していた住居地までの公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した片道分の運賃は、移転費の額から差し引きます。なお、外国人が被保険者の場合は、国外に移送費または移送するまでの日本国内にて発生する遺体輸送または移送する費用を限度とします。 （注）現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。
傷害死亡 保険金	保険金額 30 万円	被保険者が、責任開始日以後に日本国内で発生した不慮の事故を直接の原因として、次のいずれかで死亡したとき 1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき 2. 被保険者が傷害を被り、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき

名称	保険金額	支払事由
傷害入院 保険金	入院保険日額 2,000 円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院 2. 医療法に定める病院または診療所における入院 3. 2 日（1 泊 2 日）以上の継続した入院
傷害通院 保険金	通院保険日額 500 円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する通院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院または往診による治療 2. 医療法に定める病院または診療所における通院 3. 医師が行う医療行為または例外的医療行為にあたる往診
傷害手術 保険金	傷害手術保険 金額 5 万円	被保険者が、責任開始日以後に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術 2. 医療法に定める病院または診療所において受けた手術 3. 傷害入院保険金の支払が伴う手術
身の回り品 損害費用 保険金	身の回り品 損害費用 保険金最大 10 万円 ※免責額 1 千円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故によって身体に傷害が発生する事由において、身の回り品に発生した損害の修理費用といった諸費用に対して保険金を支払います。なお、身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用財産であり、価額が 30 万円以下のものをいいます。具体的には、時計、カメラ、テント、鞆等です。ただし、次に掲げる物は、保険の対象になりません。 1. 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リ्यूージュ、ボブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型（ドローンを含みます）およびこれらの付属品 2. コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物 3. 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる布でつくられた製品等 4. 動物および植物 5. 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車券、宿泊券、観光券および旅券、通帳、預金自動支払機カード、預金証書または貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒体とそのソフト、その他これらに準ずる物 6. 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物

保険料の払込等

保険料の払込については、次の内容にて引受けています。

保険料の払込等	満 1 歳～満 79 歳まで
保険期間・保険料払込期間	1 年、1 日～ 29 日
更新の取扱	最長 79 歳まで補償を継続できます。
保険料払込回数	月払、年払、期日払
保険料払込方法	クレジットカード払、コンビニ払
診査	告知扱

責任開始日および保険期間

1. 当社は、第 1 回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
2. 当社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
5. 当社の保険期間は契約日からその日を含めて 1 年間です。ただし、期日払の保険期間は 1 日から 29 日までの指定された期日までとなります。

保険金をお支払いしない場合

本保険において、保険金を支払わない場合は次のとおりです。

(1) 免責事由は次のとおりです。

山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失（注） （注）重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難する損害が被るとをいいます。 2. 保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 4. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 5. 戦争、その他の変乱 6. 地震、噴火または津波 7. 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 （注1）使用済燃料を含みます。 （注2）原子核分裂生成物を含みます。 8. 日本国外における山岳遭難・捜索救助
被保険者 親族駆け付け 費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失（注） （注）重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難する損害が被ることをいいます。 2. 保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 4. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 5. 戦争、その他の変乱 6. 地震、噴火または津波 7. 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注1）使用済燃料を含みます。 （注2）原子核分裂生成物を含みます。 8. 日本国外における山岳遭難・捜索救助
捜索輸送 移送等費用 保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失（注） （注）重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難することをいいます。 2. 保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 4. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 5. 戦争、その他の変乱 6. 地震、噴火または津波 7. 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注1）使用済燃料を含みます。 （注2）原子核分裂生成物を含みます。 8. 日本国外における山岳遭難・捜索救助、傷害入院および傷害通院による療養 9. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲、または関節痛等の疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見のないもの（原因の如何を問わない。） 10. 被保険者の脳疾患、疾病、妊娠、出産、早産または流産による移送 11. 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術、または医療行為
傷害死亡 保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 4. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱 8. 地震、噴火または津波 9. 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 （注1）使用済燃料を含みます。 （注2）原子核分裂生成物を含みます。

傷害入院 保険金 傷害通院 保険金 傷害手術 保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 被保険者の薬物依存 2. 保険契約者の故意または重大な過失 3. 被保険者の故意または重大な過失 4. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 5. 被保険者の精神および行動の障害（普通保険約款別表 2）を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱 9. 地震、噴火または津波 10. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。 （注 2）原子核分裂生成物を含みます。 11. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲または疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見がないもの（原因の如何を問わない。） 12. 日本国外における傷害入院および傷害通院による療養
身の回り品 損害費用 保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 被保険者の薬物依存 2. 保険契約者の故意または重大な過失 3. 被保険者の故意または重大な過失 4. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為 5. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱 9. 地震、噴火または津波 10. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。 （注 2）原子核分裂生成物を含みます。 (11)(8) から (10) までのいずれかの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (12)(10) 以外の放射線照射または放射能汚染 (13) 保険の対象の欠陥 (14) 保険の対象の自然の消耗または劣化または性質による錆、カビ、変質、変色、発汗、発熱、ひび割れ、肌落ち、その他これらに類似の事由、またはネズミ食い、または虫食い等 (15) 保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害 (16) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故 (17) 保険の対象である液体の流出 (18) 保険の対象の置き忘れまたは紛失 (19) 磁気テープ、磁気ディスク、U S B メモリ、S D カード等の持ち運びが容易な記録メディア、またはその他これらに準ずる方法により情報を記録しておく機器に記録された情報の損害 (20) 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損 (21) 楽器の音色または音質の変化 (22) 他人から預かっている財物

まごころ少額短期保険株式会社

〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1
ウェルストーン 1 ビル 3 階

お客様相談窓口 : 0570-550-514

電話受付時間 平日 10:00 ~ 17:00

（土日休日 年末年始は休ませていただきます）

<https://www.magocoro-ins.com>

お問い合わせ先